

議員提出議案第1号

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する條例の一部を改正する条例

この議案を別紙のとおり提出する。

平成26年12月19日

藤井省三	内田隆嗣
福田俊史	浜崎晋一
広谷直樹	小谷茂久
山口樹享	稻田寿久
藤繩喜和	上村忠史
斎木正一	安田優子
内田博長	前田彦子
福間裕隆	坂田三郎
森雅幹	野治經彦
伊藤保義	治田英夫
横山隆幹	浜田妙子
国岡智志	砂野浩夫
伊藤美都夫	森岡俊夫
濱辺義孝	岡杏利
長谷川稔	銀澤泰紀
	澤谷紀男
	村悠介

鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成19年鳥取県条例第47号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の132、12月に支給する場合においては <u>100分の144</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては100分の132、12月に支給する場合においては <u>100分の142</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

第2条 鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては <u>100分の133.5</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の142.5</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第3条 略 2 前項の期末手当の額は、議員報酬の月額の100分の145に相当する額に、6月に支給する場合においては <u>100分の132</u> 、12月に支給する場合においては <u>100分の144</u> を乗じて得た額に、6月1日又は12月1日以前6月以内の期間（以下「対象期間」という。）におけるその者の在職期間の区分に応じて、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第16条の4第2項の表に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（以下「改正後条例」という。）の規定は、平成26年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の鳥取県議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後条例の規定による給与の内払とみなす。